

29 四教学第 1263 号

平成 30 年 1 月 5 日

各学校長 様

四万十市教育長  
( 公 印 省 略 )

人事異動に伴う校外勤務の取扱いについて (通知)

4 月 1 日付けの人事異動内示に伴い、異動対象者が転出先所属長からの派遣依頼文書に基づき 3 月中に転出先の学校等へ出向いて事務引き継ぎを行う場合については、下記のとおりとします。

つきましては、適正な取扱いをよろしくお願いいたします。

記

1. 異動対象者が自らの意思により 3 月中に転出先の学校等へ出向いて事務引き継ぎを行う場合は、**年休**として取り扱ってください。
2. 異動対象者が転出先所属長からの派遣依頼文書に基づき 3 月中に転出先の学校等へ出向いて事務引き継ぎを行う場合、**職免**として取り扱うことができます。ただし、引き継ぎ以外の私的用務を伴う場合は**年休**としてください。
3. 配当旅費残額の有無によらず、**出張**扱いはできません。